

## 「雲仙岳火山防災計画」修正調書（新旧対照表）

修正事項：災害対策基本法の改定に伴う、避難情報の名称の変更

ページ	現行計画	修正計画(案)
1	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 計画の目的</b></p> <p>(省略)</p> <p>なお、突発的な噴火の際は、<b>避難準備・高齢者等避難開始</b>から避難指示などの段階的な避難情報を発令することができず、また発令後の十分な避難時間を確保できない可能性が高い。このような場合、火口近傍の登山者・観光客等は、直ちに火口近傍から離れたり、身近にある堅牢な施設等に緊急退避し、自らの安全を第一に確保することが必要である。</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 計画の目的</b></p> <p>(省略)</p> <p>なお、突発的な噴火の際は、<b>高齢者等避難</b>から避難指示などの段階的な避難情報を発令することができず、また発令後の十分な避難時間を確保できない可能性が高い。このような場合、火口近傍の登山者・観光客等は、直ちに火口近傍から離れたり、身近にある堅牢な施設等に緊急退避し、自らの安全を第一に確保することが必要である。</p>

修正事項：噴火警戒レベルのキーワード変更に伴う文言の修正

ページ	現行計画	修正計画(案)																																																												
2	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第4節 県及び関係市の防災体制</b></p> <p>表1 噴火警戒レベルに対応した防災体制</p> <table border="1" data-bbox="271 544 1155 1174"> <thead> <tr> <th>噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th>島原市体制</th> <th>雲仙市体制</th> <th>南島原市体制</th> <th>長崎県体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5 (避難)</td> <td>・レベル5が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予測される場合、島原市災害対策本部(第3配備)</td> <td></td> <td>・レベル5が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予測される場合、南島原市災害対策本部(第2配備)</td> <td>・長崎県災害対策本部(第2配備) ・レベル5発表時で、本部長が必要と認めるとき、長崎県災害対策本部(第3配備)</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>・レベル4が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予測される場合、島原市災害対策本部(第1配備、第2配備)</td> <td></td> <td>・レベル4が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予測される場合、南島原市災害対策本部(第1配備)</td> <td>・長崎県災害対策本部(第1配備) ・レベル4発表時で、本部長が必要と認めるとき、長崎県災害対策本部(第2配備)</td> </tr> <tr> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>・レベル3が発表され、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予測される場合、島原市災害警戒本部拡大体制(第1配備)</td> <td>・本部長が認めるときに雲仙市災害対策本部(第3号配備)、(第2号配備)、(第1号配備)、特別配備。 ・各種警戒警報が発表されたとき及びそれに相当する事象が生じた場合に事前配備態勢。</td> <td>・レベル3が発表され、居住地域の近傍まで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予測される場合、南島原市災害警戒本部</td> <td>・長崎県災害警戒本部 ・レベル3発表時で、本部長が必要と認めるとき、長崎県災害対策本部(第1配備)</td> </tr> <tr> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>・レベル2が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予測される場合、島原市災害警戒本部(応急対策班第1配備の一部)</td> <td></td> <td>・レベル2が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予測される場合、情報連絡体制</td> <td>・レベル2発表時で、本部長が必要と認めるとき、長崎県災害警戒本部</td> </tr> <tr> <td>レベル1 (活火山であることに留意)</td> <td>・レベル1が発表され、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合、島原市警戒態勢(市民安全課)</td> <td></td> <td>・レベル1が発表され、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合、通常体制(火山情報等の収集)</td> <td>・通常体制</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル (キーワード)	島原市体制	雲仙市体制	南島原市体制	長崎県体制	レベル5 (避難)	・レベル5が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予測される場合、島原市災害対策本部(第3配備)		・レベル5が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予測される場合、南島原市災害対策本部(第2配備)	・長崎県災害対策本部(第2配備) ・レベル5発表時で、本部長が必要と認めるとき、長崎県災害対策本部(第3配備)	レベル4 (避難準備)	・レベル4が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予測される場合、島原市災害対策本部(第1配備、第2配備)		・レベル4が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予測される場合、南島原市災害対策本部(第1配備)	・長崎県災害対策本部(第1配備) ・レベル4発表時で、本部長が必要と認めるとき、長崎県災害対策本部(第2配備)	レベル3 (入山規制)	・レベル3が発表され、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予測される場合、島原市災害警戒本部拡大体制(第1配備)	・本部長が認めるときに雲仙市災害対策本部(第3号配備)、(第2号配備)、(第1号配備)、特別配備。 ・各種警戒警報が発表されたとき及びそれに相当する事象が生じた場合に事前配備態勢。	・レベル3が発表され、居住地域の近傍まで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予測される場合、南島原市災害警戒本部	・長崎県災害警戒本部 ・レベル3発表時で、本部長が必要と認めるとき、長崎県災害対策本部(第1配備)	レベル2 (火口周辺規制)	・レベル2が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予測される場合、島原市災害警戒本部(応急対策班第1配備の一部)		・レベル2が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予測される場合、情報連絡体制	・レベル2発表時で、本部長が必要と認めるとき、長崎県災害警戒本部	レベル1 (活火山であることに留意)	・レベル1が発表され、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合、島原市警戒態勢(市民安全課)		・レベル1が発表され、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合、通常体制(火山情報等の収集)	・通常体制	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第4節 県及び関係市の防災体制</b></p> <p>表1 噴火警戒レベルに対応した防災体制</p> <table border="1" data-bbox="1216 523 2085 1206"> <thead> <tr> <th>噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th>島原市体制</th> <th>雲仙市体制</th> <th>南島原市体制</th> <th>長崎県体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5 (避難)</td> <td>・レベル5が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予測される場合、島原市災害対策本部(第3配備)</td> <td></td> <td>・レベル5が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予測される場合、南島原市災害対策本部(第2配備)</td> <td>・長崎県災害対策本部(第2配備) ・レベル5発表時で、本部長が必要と認めるとき、長崎県災害対策本部(第3配備)</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (高齢者等避難)</td> <td>・レベル4が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される場合、島原市災害対策本部(第1配備、第2配備)</td> <td>・本部長が認めるときに雲仙市災害対策本部(第3号配備)、(第2号配備)、(第1号配備)、特別配備。</td> <td>・レベル4が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合、南島原市災害対策本部(第1配備)</td> <td>・長崎県災害対策本部(第1配備) ・レベル4発表時で、本部長が必要と認めるとき、長崎県災害対策本部(第2配備)</td> </tr> <tr> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>・レベル3が発表され、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合、島原市災害警戒本部拡大F体制(第1配備)</td> <td>・各種警戒警報が発表されたとき及びそれに相当する事象が生じた場合に事前配備態勢。</td> <td>・レベル3が発表され、居住地域の近傍まで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予測される場合、南島原市災害警戒本部</td> <td>・長崎県警戒本部 ・レベル3発表時で本部長が必要と認めるとき、長崎県災害対策本部(第1配備)</td> </tr> <tr> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>・レベル2が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予測される場合、島原市災害警戒本部(応急対策班第1配備の一部)</td> <td></td> <td>・レベル2が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予測される場合、情報連絡体制</td> <td>・レベル2発表時で、本部長が必要と認めるとき、長崎県災害警戒本部</td> </tr> <tr> <td>レベル1 (活火山であることに留意)</td> <td>・レベル1が発表され、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合、島原市警戒態勢(市民安全課)</td> <td></td> <td>・レベル1が発表され、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合、通常体制(火山情報等の収集)</td> <td>・通常体制</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル (キーワード)	島原市体制	雲仙市体制	南島原市体制	長崎県体制	レベル5 (避難)	・レベル5が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予測される場合、島原市災害対策本部(第3配備)		・レベル5が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予測される場合、南島原市災害対策本部(第2配備)	・長崎県災害対策本部(第2配備) ・レベル5発表時で、本部長が必要と認めるとき、長崎県災害対策本部(第3配備)	レベル4 (高齢者等避難)	・レベル4が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される場合、島原市災害対策本部(第1配備、第2配備)	・本部長が認めるときに雲仙市災害対策本部(第3号配備)、(第2号配備)、(第1号配備)、特別配備。	・レベル4が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合、南島原市災害対策本部(第1配備)	・長崎県災害対策本部(第1配備) ・レベル4発表時で、本部長が必要と認めるとき、長崎県災害対策本部(第2配備)	レベル3 (入山規制)	・レベル3が発表され、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合、島原市災害警戒本部拡大F体制(第1配備)	・各種警戒警報が発表されたとき及びそれに相当する事象が生じた場合に事前配備態勢。	・レベル3が発表され、居住地域の近傍まで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予測される場合、南島原市災害警戒本部	・長崎県警戒本部 ・レベル3発表時で本部長が必要と認めるとき、長崎県災害対策本部(第1配備)	レベル2 (火口周辺規制)	・レベル2が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予測される場合、島原市災害警戒本部(応急対策班第1配備の一部)		・レベル2が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予測される場合、情報連絡体制	・レベル2発表時で、本部長が必要と認めるとき、長崎県災害警戒本部	レベル1 (活火山であることに留意)	・レベル1が発表され、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合、島原市警戒態勢(市民安全課)		・レベル1が発表され、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合、通常体制(火山情報等の収集)	・通常体制
噴火警戒レベル (キーワード)	島原市体制	雲仙市体制	南島原市体制	長崎県体制																																																										
レベル5 (避難)	・レベル5が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予測される場合、島原市災害対策本部(第3配備)		・レベル5が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予測される場合、南島原市災害対策本部(第2配備)	・長崎県災害対策本部(第2配備) ・レベル5発表時で、本部長が必要と認めるとき、長崎県災害対策本部(第3配備)																																																										
レベル4 (避難準備)	・レベル4が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予測される場合、島原市災害対策本部(第1配備、第2配備)		・レベル4が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予測される場合、南島原市災害対策本部(第1配備)	・長崎県災害対策本部(第1配備) ・レベル4発表時で、本部長が必要と認めるとき、長崎県災害対策本部(第2配備)																																																										
レベル3 (入山規制)	・レベル3が発表され、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予測される場合、島原市災害警戒本部拡大体制(第1配備)	・本部長が認めるときに雲仙市災害対策本部(第3号配備)、(第2号配備)、(第1号配備)、特別配備。 ・各種警戒警報が発表されたとき及びそれに相当する事象が生じた場合に事前配備態勢。	・レベル3が発表され、居住地域の近傍まで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予測される場合、南島原市災害警戒本部	・長崎県災害警戒本部 ・レベル3発表時で、本部長が必要と認めるとき、長崎県災害対策本部(第1配備)																																																										
レベル2 (火口周辺規制)	・レベル2が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予測される場合、島原市災害警戒本部(応急対策班第1配備の一部)		・レベル2が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予測される場合、情報連絡体制	・レベル2発表時で、本部長が必要と認めるとき、長崎県災害警戒本部																																																										
レベル1 (活火山であることに留意)	・レベル1が発表され、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合、島原市警戒態勢(市民安全課)		・レベル1が発表され、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合、通常体制(火山情報等の収集)	・通常体制																																																										
噴火警戒レベル (キーワード)	島原市体制	雲仙市体制	南島原市体制	長崎県体制																																																										
レベル5 (避難)	・レベル5が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予測される場合、島原市災害対策本部(第3配備)		・レベル5が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予測される場合、南島原市災害対策本部(第2配備)	・長崎県災害対策本部(第2配備) ・レベル5発表時で、本部長が必要と認めるとき、長崎県災害対策本部(第3配備)																																																										
レベル4 (高齢者等避難)	・レベル4が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される場合、島原市災害対策本部(第1配備、第2配備)	・本部長が認めるときに雲仙市災害対策本部(第3号配備)、(第2号配備)、(第1号配備)、特別配備。	・レベル4が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合、南島原市災害対策本部(第1配備)	・長崎県災害対策本部(第1配備) ・レベル4発表時で、本部長が必要と認めるとき、長崎県災害対策本部(第2配備)																																																										
レベル3 (入山規制)	・レベル3が発表され、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合、島原市災害警戒本部拡大F体制(第1配備)	・各種警戒警報が発表されたとき及びそれに相当する事象が生じた場合に事前配備態勢。	・レベル3が発表され、居住地域の近傍まで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予測される場合、南島原市災害警戒本部	・長崎県警戒本部 ・レベル3発表時で本部長が必要と認めるとき、長崎県災害対策本部(第1配備)																																																										
レベル2 (火口周辺規制)	・レベル2が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予測される場合、島原市災害警戒本部(応急対策班第1配備の一部)		・レベル2が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予測される場合、情報連絡体制	・レベル2発表時で、本部長が必要と認めるとき、長崎県災害警戒本部																																																										
レベル1 (活火山であることに留意)	・レベル1が発表され、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合、島原市警戒態勢(市民安全課)		・レベル1が発表され、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合、通常体制(火山情報等の収集)	・通常体制																																																										

修正事項：雲仙岳火山防災協議会及び幹事会の構成員の修正

ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
3	<p><b>第 1 章 総則</b></p> <p><b>第 5 節 雲仙岳火山防災協議会構成員の役割</b></p> <p>雲仙岳火山防災協議会及び幹事会の構成員は表 2 のとおりである。</p> <p>雲仙岳火山防災協議会の各構成機関（島原市、雲仙市及び南島原市並びに県を除く）の長は、気象庁から発表された情報に基づき、防災業務計画等をはじめ、それぞれの計画に定める体制をとるものとする。</p>	<p><b>第 1 章 総則</b></p> <p><b>第 5 節 雲仙岳火山防災協議会構成員の役割</b></p> <p>雲仙岳火山防災協議会及び幹事会の構成員は表 2 - 1、表 2 - 2 のとおりである。</p> <p>雲仙岳火山防災協議会の各構成機関（島原市、雲仙市及び南島原市並びに県を除く）の長は、気象庁から発表された情報に基づき、防災業務計画等をはじめ、それぞれの計画に定める体制をとるものとする。</p>

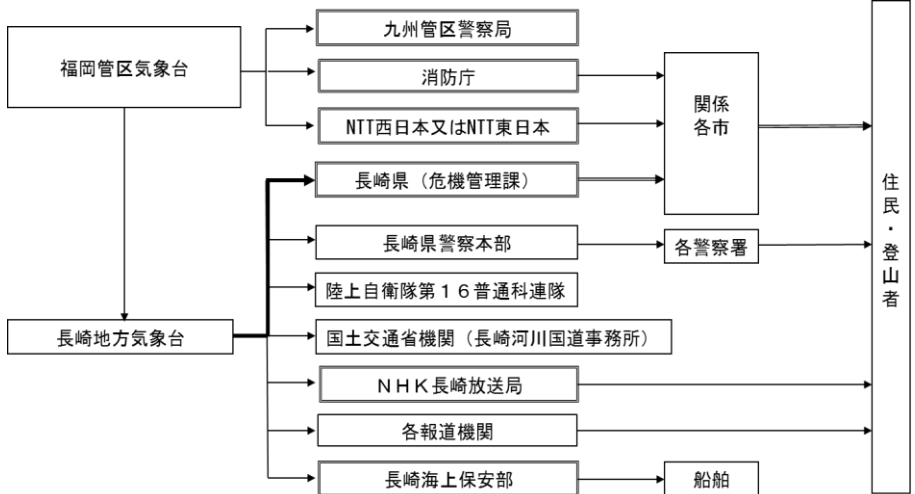
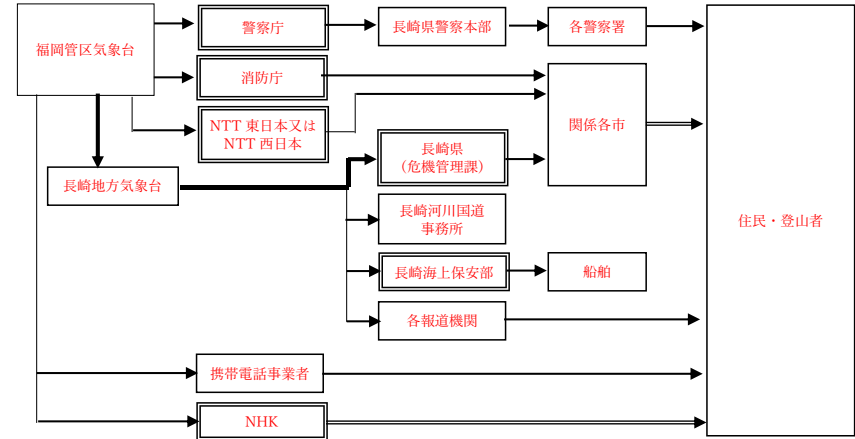
「雲仙岳火山防災計画」修正調書 (新旧対照表)

ページ	現行計画	修正計画(案)																																																																																																																																																																																																																																																													
	<p><b>表 2 雲仙岳火山防災協議会・幹事会の構成</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">所属</th> <th colspan="2">協議会構成員</th> <th colspan="2">幹事会会員</th> </tr> <tr> <th>該当</th> <th>職名</th> <th>該当</th> <th>組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>長崎県</td> <td>○</td> <td>知事</td> <td>○</td> <td>危機管理監危機管理課、環境部自然環境課、農林部森林整備室、土木部砂防課、島原振興局管理部</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村</td> <td>島原市</td> <td>○</td> <td>市長</td> <td>○</td> <td>市民部市民安全課</td> </tr> <tr> <td>雲仙市</td> <td>○</td> <td>市長</td> <td>○</td> <td>市民生活部危機管理室、建設部監理課</td> </tr> <tr> <td>南島原市</td> <td>○</td> <td>市長</td> <td>○</td> <td>総務部防災課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方気象台等</td> <td>気象庁福岡管区気象台</td> <td>○</td> <td>気象防火部長</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気象庁長崎地方気象台</td> <td>○</td> <td>台長</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方整備局</td> <td>国土交通省九州地方整備局</td> <td>○</td> <td>局長</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊</td> <td>陸上自衛隊第16普通科連隊</td> <td>○</td> <td>連隊長</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>長崎県警察本部</td> <td>○</td> <td>本部長</td> <td>○</td> <td>警備本部警備課、九州管区警察局長崎情報通信部機動通信課、島原警察署、雲仙警察署、南島原警察署</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防</td> <td>島原地域広域市町村圏組合消防本部</td> <td>○</td> <td>消防長</td> <td>○</td> <td>警防課</td> </tr> <tr> <td>県央地域広域市町村圏組合消防本部</td> <td>○</td> <td>消防長</td> <td>○</td> <td>警防救急課</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">火山専門家</td> <td>九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター</td> <td>○</td> <td>センター長</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>熊本大学</td> <td>○</td> <td>名誉教授</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鹿児島大学</td> <td>○</td> <td>名誉教授</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>上席自然保護官</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="17">その他</td> <td>環境省雲仙自然保護官事務所</td> <td>○</td> <td>署長</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>林野庁九州森林管理局長崎森林管理署</td> <td>○</td> <td>署長</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所</td> <td>○</td> <td>事務所長</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所</td> <td>○</td> <td>事務所長</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所</td> <td>○</td> <td>事務所長</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土地理院九州地方測量部</td> <td>○</td> <td>部長</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁長崎海上保安部</td> <td>○</td> <td>海上保安部長</td> <td>○</td> <td>警備救難課</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁三池海上保安部</td> <td>○</td> <td>海上保安部長</td> <td>○</td> <td>警備救難課</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人島原半島観光連盟</td> <td>○</td> <td>会長</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雲仙ロープウェイ株式会社</td> <td>○</td> <td>代表取締役社長</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>島原鉄道株式会社</td> <td>○</td> <td>代表取締役社長</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社ドコモCS九州長崎支店</td> <td>○</td> <td>支店長</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>KDD株式会社九州総支社</td> <td>○</td> <td>九州総支社長</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社九州ネットワーク技術部</td> <td>○</td> <td>部長</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長崎県</td> <td>○</td> <td>危機管理監</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>組織数</td> <td></td> <td>29組織</td> <td></td> <td>22組織</td> </tr> </tbody> </table>	区分	所属	協議会構成員		幹事会会員		該当	職名	該当	組織	都道府県	長崎県	○	知事	○	危機管理監危機管理課、環境部自然環境課、農林部森林整備室、土木部砂防課、島原振興局管理部	市町村	島原市	○	市長	○	市民部市民安全課	雲仙市	○	市長	○	市民生活部危機管理室、建設部監理課	南島原市	○	市長	○	総務部防災課	地方気象台等	気象庁福岡管区気象台	○	気象防火部長	○		気象庁長崎地方気象台	○	台長	○		地方整備局	国土交通省九州地方整備局	○	局長	○		陸上自衛隊	陸上自衛隊第16普通科連隊	○	連隊長	○		警察	長崎県警察本部	○	本部長	○	警備本部警備課、九州管区警察局長崎情報通信部機動通信課、島原警察署、雲仙警察署、南島原警察署	消防	島原地域広域市町村圏組合消防本部	○	消防長	○	警防課	県央地域広域市町村圏組合消防本部	○	消防長	○	警防救急課	火山専門家	九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター	○	センター長	○		熊本大学	○	名誉教授	○		鹿児島大学	○	名誉教授	○			○	上席自然保護官	○		その他	環境省雲仙自然保護官事務所	○	署長	○		林野庁九州森林管理局長崎森林管理署	○	署長	○		国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所	○	事務所長	○		国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所	○	事務所長	○		国土交通省九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所	○	事務所長	○		国土地理院九州地方測量部	○	部長	○		海上保安庁長崎海上保安部	○	海上保安部長	○	警備救難課	海上保安庁三池海上保安部	○	海上保安部長	○	警備救難課	一般社団法人島原半島観光連盟	○	会長	○		雲仙ロープウェイ株式会社	○	代表取締役社長	○		島原鉄道株式会社	○	代表取締役社長	○		株式会社ドコモCS九州長崎支店	○	支店長	○		KDD株式会社九州総支社	○	九州総支社長	○		ソフトバンク株式会社九州ネットワーク技術部	○	部長	○		長崎県	○	危機管理監	○			組織数		29組織		22組織	<p><b>表 2-1 雲仙岳火山防災協議会の構成</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分(法第4条第2項中該当する号)</th> <th>所属</th> <th>職名(氏名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県(第1号)</td> <td>長崎県</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村(第1号)</td> <td>島原市</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>雲仙市</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>南島原市</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方気象台等(第2号)</td> <td>気象庁福岡管区気象台</td> <td>気象防火部長</td> </tr> <tr> <td>気象庁長崎地方気象台</td> <td>台長</td> </tr> <tr> <td>地方整備局(第3号)</td> <td>国土交通省九州地方整備局</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊(第4号)</td> <td>陸上自衛隊第16普通科連隊</td> <td>連隊長</td> </tr> <tr> <td>警察(第5号)</td> <td>長崎県警察本部</td> <td>本部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防(第6号)</td> <td>島原地域広域市町村圏組合消防本部</td> <td>消防長</td> </tr> <tr> <td>県央地域広域市町村圏組合消防本部</td> <td>消防長</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">火山専門家(第7号)</td> <td>清水 洋 (九州大学名誉教授)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>松島 健 (九州大学准教授)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下川 悦郎 (鹿児島大学名誉教授)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高橋 和雄 (長崎大学名誉教授)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蔭 宇静 (長崎大学教授)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山田 孝 (北海道大学教授)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木村 拓郎 (一般社団法人 減災・復興支援機構 理事長)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中谷 洋明 (国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部土砂災害研究室長)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="13">その他(第8号)</td> <td>環境省雲仙自然保護官事務所</td> <td>上席自然保護官</td> </tr> <tr> <td>林野庁九州森林管理局長崎森林管理署</td> <td>署長</td> </tr> <tr> <td>国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所</td> <td>事務所長</td> </tr> <tr> <td>国土交通省九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所</td> <td>事務所長</td> </tr> <tr> <td>国土地理院九州地方測量部</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁長崎海上保安部</td> <td>海上保安部長</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁三池海上保安部</td> <td>海上保安部長</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人島原半島観光連盟</td> <td>会長</td> </tr> <tr> <td>雲仙ロープウェイ株式会社</td> <td>代表取締役社長</td> </tr> <tr> <td>島原鉄道株式会社</td> <td>代表取締役社長</td> </tr> <tr> <td>株式会社ドコモCS九州長崎支店</td> <td>支店長</td> </tr> <tr> <td>株式会社KDDI九州総支社</td> <td>九州総支社長</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社九州ネットワーク技術部</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>長崎県</td> <td>危機管理監</td> </tr> </tbody> </table>	区分(法第4条第2項中該当する号)	所属	職名(氏名)	都道府県(第1号)	長崎県	知事	市町村(第1号)	島原市	市長	雲仙市	市長	南島原市	市長	地方気象台等(第2号)	気象庁福岡管区気象台	気象防火部長	気象庁長崎地方気象台	台長	地方整備局(第3号)	国土交通省九州地方整備局	局長	陸上自衛隊(第4号)	陸上自衛隊第16普通科連隊	連隊長	警察(第5号)	長崎県警察本部	本部長	消防(第6号)	島原地域広域市町村圏組合消防本部	消防長	県央地域広域市町村圏組合消防本部	消防長	火山専門家(第7号)	清水 洋 (九州大学名誉教授)		松島 健 (九州大学准教授)		下川 悦郎 (鹿児島大学名誉教授)		高橋 和雄 (長崎大学名誉教授)		蔭 宇静 (長崎大学教授)		山田 孝 (北海道大学教授)		木村 拓郎 (一般社団法人 減災・復興支援機構 理事長)		中谷 洋明 (国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部土砂災害研究室長)		その他(第8号)	環境省雲仙自然保護官事務所	上席自然保護官	林野庁九州森林管理局長崎森林管理署	署長	国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所	事務所長	国土交通省九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所	事務所長	国土地理院九州地方測量部	部長	海上保安庁長崎海上保安部	海上保安部長	海上保安庁三池海上保安部	海上保安部長	一般社団法人島原半島観光連盟	会長	雲仙ロープウェイ株式会社	代表取締役社長	島原鉄道株式会社	代表取締役社長	株式会社ドコモCS九州長崎支店	支店長	株式会社KDDI九州総支社	九州総支社長	ソフトバンク株式会社九州ネットワーク技術部	部長	長崎県	危機管理監
区分	所属			協議会構成員		幹事会会員																																																																																																																																																																																																																																																									
		該当	職名	該当	組織																																																																																																																																																																																																																																																										
都道府県	長崎県	○	知事	○	危機管理監危機管理課、環境部自然環境課、農林部森林整備室、土木部砂防課、島原振興局管理部																																																																																																																																																																																																																																																										
市町村	島原市	○	市長	○	市民部市民安全課																																																																																																																																																																																																																																																										
	雲仙市	○	市長	○	市民生活部危機管理室、建設部監理課																																																																																																																																																																																																																																																										
	南島原市	○	市長	○	総務部防災課																																																																																																																																																																																																																																																										
地方気象台等	気象庁福岡管区気象台	○	気象防火部長	○																																																																																																																																																																																																																																																											
	気象庁長崎地方気象台	○	台長	○																																																																																																																																																																																																																																																											
地方整備局	国土交通省九州地方整備局	○	局長	○																																																																																																																																																																																																																																																											
陸上自衛隊	陸上自衛隊第16普通科連隊	○	連隊長	○																																																																																																																																																																																																																																																											
警察	長崎県警察本部	○	本部長	○	警備本部警備課、九州管区警察局長崎情報通信部機動通信課、島原警察署、雲仙警察署、南島原警察署																																																																																																																																																																																																																																																										
消防	島原地域広域市町村圏組合消防本部	○	消防長	○	警防課																																																																																																																																																																																																																																																										
	県央地域広域市町村圏組合消防本部	○	消防長	○	警防救急課																																																																																																																																																																																																																																																										
火山専門家	九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター	○	センター長	○																																																																																																																																																																																																																																																											
	熊本大学	○	名誉教授	○																																																																																																																																																																																																																																																											
	鹿児島大学	○	名誉教授	○																																																																																																																																																																																																																																																											
		○	上席自然保護官	○																																																																																																																																																																																																																																																											
その他	環境省雲仙自然保護官事務所	○	署長	○																																																																																																																																																																																																																																																											
	林野庁九州森林管理局長崎森林管理署	○	署長	○																																																																																																																																																																																																																																																											
	国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所	○	事務所長	○																																																																																																																																																																																																																																																											
	国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所	○	事務所長	○																																																																																																																																																																																																																																																											
	国土交通省九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所	○	事務所長	○																																																																																																																																																																																																																																																											
	国土地理院九州地方測量部	○	部長	○																																																																																																																																																																																																																																																											
	海上保安庁長崎海上保安部	○	海上保安部長	○	警備救難課																																																																																																																																																																																																																																																										
	海上保安庁三池海上保安部	○	海上保安部長	○	警備救難課																																																																																																																																																																																																																																																										
	一般社団法人島原半島観光連盟	○	会長	○																																																																																																																																																																																																																																																											
	雲仙ロープウェイ株式会社	○	代表取締役社長	○																																																																																																																																																																																																																																																											
	島原鉄道株式会社	○	代表取締役社長	○																																																																																																																																																																																																																																																											
	株式会社ドコモCS九州長崎支店	○	支店長	○																																																																																																																																																																																																																																																											
	KDD株式会社九州総支社	○	九州総支社長	○																																																																																																																																																																																																																																																											
	ソフトバンク株式会社九州ネットワーク技術部	○	部長	○																																																																																																																																																																																																																																																											
	長崎県	○	危機管理監	○																																																																																																																																																																																																																																																											
		組織数		29組織		22組織																																																																																																																																																																																																																																																									
	区分(法第4条第2項中該当する号)	所属	職名(氏名)																																																																																																																																																																																																																																																												
都道府県(第1号)	長崎県	知事																																																																																																																																																																																																																																																													
市町村(第1号)	島原市	市長																																																																																																																																																																																																																																																													
	雲仙市	市長																																																																																																																																																																																																																																																													
	南島原市	市長																																																																																																																																																																																																																																																													
地方気象台等(第2号)	気象庁福岡管区気象台	気象防火部長																																																																																																																																																																																																																																																													
	気象庁長崎地方気象台	台長																																																																																																																																																																																																																																																													
地方整備局(第3号)	国土交通省九州地方整備局	局長																																																																																																																																																																																																																																																													
陸上自衛隊(第4号)	陸上自衛隊第16普通科連隊	連隊長																																																																																																																																																																																																																																																													
警察(第5号)	長崎県警察本部	本部長																																																																																																																																																																																																																																																													
消防(第6号)	島原地域広域市町村圏組合消防本部	消防長																																																																																																																																																																																																																																																													
	県央地域広域市町村圏組合消防本部	消防長																																																																																																																																																																																																																																																													
火山専門家(第7号)	清水 洋 (九州大学名誉教授)																																																																																																																																																																																																																																																														
	松島 健 (九州大学准教授)																																																																																																																																																																																																																																																														
	下川 悦郎 (鹿児島大学名誉教授)																																																																																																																																																																																																																																																														
	高橋 和雄 (長崎大学名誉教授)																																																																																																																																																																																																																																																														
	蔭 宇静 (長崎大学教授)																																																																																																																																																																																																																																																														
	山田 孝 (北海道大学教授)																																																																																																																																																																																																																																																														
	木村 拓郎 (一般社団法人 減災・復興支援機構 理事長)																																																																																																																																																																																																																																																														
中谷 洋明 (国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部土砂災害研究室長)																																																																																																																																																																																																																																																															
その他(第8号)	環境省雲仙自然保護官事務所	上席自然保護官																																																																																																																																																																																																																																																													
	林野庁九州森林管理局長崎森林管理署	署長																																																																																																																																																																																																																																																													
	国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所	事務所長																																																																																																																																																																																																																																																													
	国土交通省九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所	事務所長																																																																																																																																																																																																																																																													
	国土地理院九州地方測量部	部長																																																																																																																																																																																																																																																													
	海上保安庁長崎海上保安部	海上保安部長																																																																																																																																																																																																																																																													
	海上保安庁三池海上保安部	海上保安部長																																																																																																																																																																																																																																																													
	一般社団法人島原半島観光連盟	会長																																																																																																																																																																																																																																																													
	雲仙ロープウェイ株式会社	代表取締役社長																																																																																																																																																																																																																																																													
	島原鉄道株式会社	代表取締役社長																																																																																																																																																																																																																																																													
	株式会社ドコモCS九州長崎支店	支店長																																																																																																																																																																																																																																																													
	株式会社KDDI九州総支社	九州総支社長																																																																																																																																																																																																																																																													
	ソフトバンク株式会社九州ネットワーク技術部	部長																																																																																																																																																																																																																																																													
長崎県	危機管理監																																																																																																																																																																																																																																																														

「雲仙岳火山防災計画」修正調書（新旧対照表）

ページ	現行計画	修正計画(案)																																																																																	
		<p><b>表 2 - 2 雲仙岳火山防災協議会幹事会の構成</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 331 1283 360">区分</th> <th data-bbox="1283 331 1709 360">所属</th> <th data-bbox="1709 331 1930 360">職名(氏名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">火山専門家</td> <td>清水 洋 (九州大学名誉教授)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>松島 健 (九州大学准教授)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下川 悦郎 (鹿児島大学名誉教授)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高橋 和雄 (長崎大学名誉教授)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蔭 宇静 (長崎大学教授)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山田 孝 (北海道大学教授)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木村 拓郎 (一般社団法人 減災・復興支援機構 理事長)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中谷 洋明 (国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部土砂災害研究室長)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">国</td> <td>気象庁福岡管区気象台</td> <td>火山防災情報調整官</td> </tr> <tr> <td>気象庁長崎地方気象台</td> <td>防災管理官</td> </tr> <tr> <td>国土交通省九州地方整備局</td> <td>火山防災対策分析官</td> </tr> <tr> <td>国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所</td> <td>技術副所長</td> </tr> <tr> <td>国土交通省九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所</td> <td>総括保全対策官</td> </tr> <tr> <td>林野庁九州森林管理局長崎森林管理署治山グループ</td> <td>副所長</td> </tr> <tr> <td>環境省雲仙自然保護官事務所</td> <td>総括治山技術官</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上席自然保護官</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">県</td> <td>長崎県危機管理監危機管理課</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>長崎県県民生活環境部自然環境課</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>長崎県農林部森林整備室</td> <td>室長</td> </tr> <tr> <td>長崎県土木部砂防課</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>長崎県島原振興局管理部</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市</td> <td>島原市市民部市民安全課</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>雲仙市市民生活部危機管理課</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>雲仙市建設部監理課</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>南島原市総務部防災課</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊</td> <td>陸上自衛隊第16普通科連隊</td> <td>第16普通科連隊長</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">警察</td> <td>長崎県警察本部警備部警備課</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>九州管区警察局長崎県情報通信部機動通信課</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>長崎県島原警察署</td> <td>警備課長</td> </tr> <tr> <td>長崎県雲仙警察署</td> <td>警備係長</td> </tr> <tr> <td>長崎県南島原警察署</td> <td>警備係長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防</td> <td>島原地域広域市町村圏組合消防本部警防課</td> <td>警防課長</td> </tr> <tr> <td>県央地域広域市町村圏組合消防本部警防救急課</td> <td>警防救急課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海上保安部</td> <td>海上保安庁長崎海上保安部警備救難課</td> <td>警備救難課長</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁三池海上保安部警備救難課</td> <td>警備救難課長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	所属	職名(氏名)	火山専門家	清水 洋 (九州大学名誉教授)		松島 健 (九州大学准教授)		下川 悦郎 (鹿児島大学名誉教授)		高橋 和雄 (長崎大学名誉教授)		蔭 宇静 (長崎大学教授)		山田 孝 (北海道大学教授)		木村 拓郎 (一般社団法人 減災・復興支援機構 理事長)		中谷 洋明 (国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部土砂災害研究室長)		国	気象庁福岡管区気象台	火山防災情報調整官	気象庁長崎地方気象台	防災管理官	国土交通省九州地方整備局	火山防災対策分析官	国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所	技術副所長	国土交通省九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所	総括保全対策官	林野庁九州森林管理局長崎森林管理署治山グループ	副所長	環境省雲仙自然保護官事務所	総括治山技術官		上席自然保護官	県	長崎県危機管理監危機管理課	課長	長崎県県民生活環境部自然環境課	課長	長崎県農林部森林整備室	室長	長崎県土木部砂防課	課長	長崎県島原振興局管理部	総務課長	市	島原市市民部市民安全課	課長	雲仙市市民生活部危機管理課	課長	雲仙市建設部監理課	課長	南島原市総務部防災課	課長	陸上自衛隊	陸上自衛隊第16普通科連隊	第16普通科連隊長	警察	長崎県警察本部警備部警備課	課長	九州管区警察局長崎県情報通信部機動通信課	課長	長崎県島原警察署	警備課長	長崎県雲仙警察署	警備係長	長崎県南島原警察署	警備係長	消防	島原地域広域市町村圏組合消防本部警防課	警防課長	県央地域広域市町村圏組合消防本部警防救急課	警防救急課長	海上保安部	海上保安庁長崎海上保安部警備救難課	警備救難課長	海上保安庁三池海上保安部警備救難課	警備救難課長
区分	所属	職名(氏名)																																																																																	
火山専門家	清水 洋 (九州大学名誉教授)																																																																																		
	松島 健 (九州大学准教授)																																																																																		
	下川 悦郎 (鹿児島大学名誉教授)																																																																																		
	高橋 和雄 (長崎大学名誉教授)																																																																																		
	蔭 宇静 (長崎大学教授)																																																																																		
	山田 孝 (北海道大学教授)																																																																																		
	木村 拓郎 (一般社団法人 減災・復興支援機構 理事長)																																																																																		
	中谷 洋明 (国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部土砂災害研究室長)																																																																																		
国	気象庁福岡管区気象台	火山防災情報調整官																																																																																	
	気象庁長崎地方気象台	防災管理官																																																																																	
	国土交通省九州地方整備局	火山防災対策分析官																																																																																	
	国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所	技術副所長																																																																																	
	国土交通省九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所	総括保全対策官																																																																																	
	林野庁九州森林管理局長崎森林管理署治山グループ	副所長																																																																																	
	環境省雲仙自然保護官事務所	総括治山技術官																																																																																	
		上席自然保護官																																																																																	
県	長崎県危機管理監危機管理課	課長																																																																																	
	長崎県県民生活環境部自然環境課	課長																																																																																	
	長崎県農林部森林整備室	室長																																																																																	
	長崎県土木部砂防課	課長																																																																																	
	長崎県島原振興局管理部	総務課長																																																																																	
市	島原市市民部市民安全課	課長																																																																																	
	雲仙市市民生活部危機管理課	課長																																																																																	
	雲仙市建設部監理課	課長																																																																																	
	南島原市総務部防災課	課長																																																																																	
陸上自衛隊	陸上自衛隊第16普通科連隊	第16普通科連隊長																																																																																	
警察	長崎県警察本部警備部警備課	課長																																																																																	
	九州管区警察局長崎県情報通信部機動通信課	課長																																																																																	
	長崎県島原警察署	警備課長																																																																																	
	長崎県雲仙警察署	警備係長																																																																																	
	長崎県南島原警察署	警備係長																																																																																	
消防	島原地域広域市町村圏組合消防本部警防課	警防課長																																																																																	
	県央地域広域市町村圏組合消防本部警防救急課	警防救急課長																																																																																	
海上保安部	海上保安庁長崎海上保安部警備救難課	警備救難課長																																																																																	
	海上保安庁三池海上保安部警備救難課	警備救難課長																																																																																	

修正事項：雲仙岳に関する噴火予報・警報等の伝達系統の修正

ページ	現行計画	修正計画(案)
4	<p><b>第1章 総則</b> <b>第6節 情報の収集・伝達</b></p>  <p>図 2 雲仙岳に関する噴火予報・警報の伝達系統</p>	<p><b>第1章 総則</b> <b>第6節 情報の収集・伝達</b></p>  <p>図 2 雲仙岳に関する噴火予報・警報等の伝達系統</p> <p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先  (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路  (注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路  ※ 緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される</p>

修正事項： 気象庁施策の標準的な記載例の改定のため

ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
10	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b></p> <p><b>第1部 基本事項</b></p> <p><b>第4節 <u>噴火警報等及び噴火警戒レベル</u></b></p> <p>(1) 気象庁が発表する噴火警報や火山活動解説資料</p> <p>(ア)～(ウ) 省略</p> <p><u>(エ)、(オ) 追記</u></p>	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b></p> <p><b>第1部 基本事項</b></p> <p><b>第4節 <u>噴火警報等、噴火警戒レベル及び火山の状況に関する解説情報等</u></b></p> <p>(1) 気象庁が発表する噴火警報や火山活動解説資料</p> <p>(ア)～(ウ) 省略</p> <p><u>(エ) 噴火速報</u></p> <p><u>福岡管区気象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。</u></p> <p><u>噴火速報は以下のような場合に発表する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</u></li> <li><u>・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)</u></li> <li><u>・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</u></li> </ul> <p><u>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。</u></p> <p><u>なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</u></p> <p><u>(オ) 火山の状況に関する解説情報</u></p>

「雲仙岳火山防災計画」修正調書 (新旧対照表)

ページ	現行計画	修正計画(案)
		<p><u>福岡管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある</u>と判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。</p> <p><u>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い</u>が、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>



修正事項：噴火警戒レベルのキーワード変更に伴う文言の修正、気象庁施策の標準的な記載例の改定のため

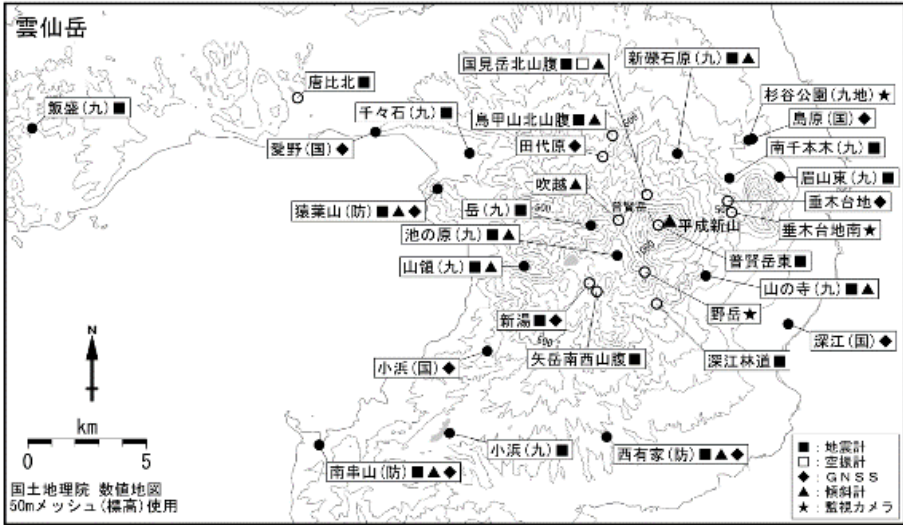
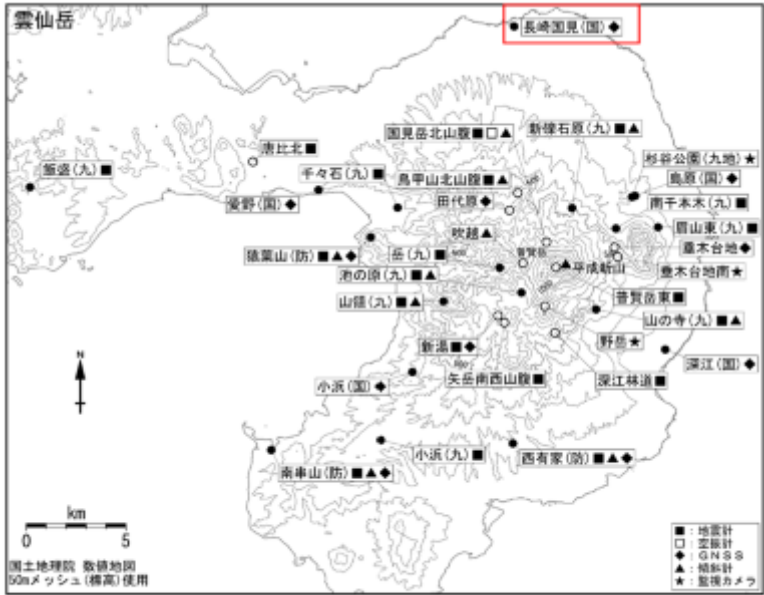
ページ	現行計画	修正計画(案)																																																												
11	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b></p> <p><b>第1部 基本事項</b></p> <p><b>第4節 噴火警報等及び噴火警戒レベル</b></p> <p>表4 噴火警戒レベルごとの火山活動の状況、対応、現象等</p> <table border="1" data-bbox="257 534 851 1268"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山・入山等への対応</th> <th>自治体等の対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 (大規模噴火)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、あるいは発生している状態にある。</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、あるいは発生している状態にある。</td> <td>危険な居住地域からの避難等。</td> <td>●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するよう噴火の発生が想定されている。 【1972年噴火の事例】 溶岩流(新噴流)が火口から約2.7kmまで流下【1990年～1996年噴火の事例】 1991年5月26日：火砕流が火口から約2.5kmまで流下 ●噴火が発生し、大規模な噴火の発生が想定されている。 【1990年～1996年噴火の事例】 1991年6月5日：火砕流が火口から約4.3kmまで流下 1993年7月19日：火砕流が火口から約5.6kmまで流下</td> </tr> <tr> <td>4 (大規模噴火)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性がある状態にある。</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性がある状態にある。</td> <td>警戒が必要な居住地域に危険な居住地域を警戒する必要がある。</td> <td>●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するよう噴火の発生が想定されている。 【1990年～1996年噴火の事例】 1991年5月24日：火砕流の発生</td> </tr> <tr> <td>3 (大規模噴火)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。</td> <td>登山禁止・入山規制等、危険な居住地域への立入規制等。</td> <td>●噴火が噴出し、警戒火口域の中心から約1km以内の居住地域に噴石や火砕流、溶岩流の発生が想定されている。 【1963年噴火の事例】 溶岩流(古噴流)が火口から約1kmまで流下</td> </tr> <tr> <td>2 (大規模噴火)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。</td> <td>火口周辺への立入規制等。</td> <td>●噴火が噴出し、警戒火口域の中心から約500m以内の居住地域に噴石や火砕流、溶岩流の発生が想定されている。 【1990年～1996年噴火の事例】 1990年10月22日、10月27日：火山性地震の増大 1990年10月：火山性地震の増大</td> </tr> <tr> <td>1 (大規模噴火)</td> <td>火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内での噴火が発生する可能性がある状態にある。</td> <td>火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内での噴火が発生する可能性がある状態にある。</td> <td>状況に応じて火口内への立入規制。</td> <td>●火山活動は静穏、状況により警戒火口域に影響する可能性あり。</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山・入山等への対応	自治体等の対応	想定される現象等	5 (大規模噴火)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、あるいは発生している状態にある。	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、あるいは発生している状態にある。	危険な居住地域からの避難等。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するよう噴火の発生が想定されている。 【1972年噴火の事例】 溶岩流(新噴流)が火口から約2.7kmまで流下【1990年～1996年噴火の事例】 1991年5月26日：火砕流が火口から約2.5kmまで流下 ●噴火が発生し、大規模な噴火の発生が想定されている。 【1990年～1996年噴火の事例】 1991年6月5日：火砕流が火口から約4.3kmまで流下 1993年7月19日：火砕流が火口から約5.6kmまで流下	4 (大規模噴火)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性がある状態にある。	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性がある状態にある。	警戒が必要な居住地域に危険な居住地域を警戒する必要がある。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するよう噴火の発生が想定されている。 【1990年～1996年噴火の事例】 1991年5月24日：火砕流の発生	3 (大規模噴火)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。	登山禁止・入山規制等、危険な居住地域への立入規制等。	●噴火が噴出し、警戒火口域の中心から約1km以内の居住地域に噴石や火砕流、溶岩流の発生が想定されている。 【1963年噴火の事例】 溶岩流(古噴流)が火口から約1kmまで流下	2 (大規模噴火)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。	火口周辺への立入規制等。	●噴火が噴出し、警戒火口域の中心から約500m以内の居住地域に噴石や火砕流、溶岩流の発生が想定されている。 【1990年～1996年噴火の事例】 1990年10月22日、10月27日：火山性地震の増大 1990年10月：火山性地震の増大	1 (大規模噴火)	火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内での噴火が発生する可能性がある状態にある。	火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内での噴火が発生する可能性がある状態にある。	状況に応じて火口内への立入規制。	●火山活動は静穏、状況により警戒火口域に影響する可能性あり。	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b></p> <p><b>第1部 基本事項</b></p> <p><b>第4節 噴火警報等、噴火警戒レベル及び火山の状況に関する解説情報等</b></p> <p>表4 噴火警戒レベルごとの火山活動の状況、対応、現象等</p> <table border="1" data-bbox="1209 518 1769 1204"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山・入山等への対応</th> <th>自治体等の対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 (大規模噴火)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、あるいは発生している状態にある。</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、あるいは発生している状態にある。</td> <td>危険な居住地域からの避難等。</td> <td>●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するよう噴火の発生が想定されている。 【1972年噴火の事例】 溶岩流(新噴流)が火口から約2.7kmまで流下【1990年～1996年噴火の事例】 1991年5月26日：火砕流が火口から約2.5kmまで流下 ●噴火が発生し、大規模な噴火の発生が想定されている。 【1990年～1996年噴火の事例】 1991年6月5日：火砕流が火口から約4.3kmまで流下 1993年7月19日：火砕流が火口から約5.6kmまで流下</td> </tr> <tr> <td>4 (大規模噴火)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性がある状態にある。</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性がある状態にある。</td> <td>警戒が必要な居住地域に危険な居住地域を警戒する必要がある。</td> <td>●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するよう噴火の発生が想定されている。 【1990年～1996年噴火の事例】 1991年5月24日：火砕流の発生</td> </tr> <tr> <td>3 (大規模噴火)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。</td> <td>登山禁止・入山規制等、危険な居住地域への立入規制等。</td> <td>●噴火が噴出し、警戒火口域の中心から約1km以内の居住地域に噴石や火砕流、溶岩流の発生が想定されている。 【1963年噴火の事例】 溶岩流(古噴流)が火口から約1kmまで流下</td> </tr> <tr> <td>2 (大規模噴火)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。</td> <td>火口周辺への立入規制等。</td> <td>●噴火が噴出し、警戒火口域の中心から約500m以内の居住地域に噴石や火砕流、溶岩流の発生が想定されている。 【1990年～1996年噴火の事例】 1990年10月22日、10月27日：火山性地震の増大 1990年10月：火山性地震の増大</td> </tr> <tr> <td>1 (大規模噴火)</td> <td>火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内での噴火が発生する可能性がある状態にある。</td> <td>火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内での噴火が発生する可能性がある状態にある。</td> <td>状況に応じて火口内への立入規制。</td> <td>●火山活動は静穏、状況により警戒火口域に影響する可能性あり。</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山・入山等への対応	自治体等の対応	想定される現象等	5 (大規模噴火)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、あるいは発生している状態にある。	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、あるいは発生している状態にある。	危険な居住地域からの避難等。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するよう噴火の発生が想定されている。 【1972年噴火の事例】 溶岩流(新噴流)が火口から約2.7kmまで流下【1990年～1996年噴火の事例】 1991年5月26日：火砕流が火口から約2.5kmまで流下 ●噴火が発生し、大規模な噴火の発生が想定されている。 【1990年～1996年噴火の事例】 1991年6月5日：火砕流が火口から約4.3kmまで流下 1993年7月19日：火砕流が火口から約5.6kmまで流下	4 (大規模噴火)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性がある状態にある。	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性がある状態にある。	警戒が必要な居住地域に危険な居住地域を警戒する必要がある。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するよう噴火の発生が想定されている。 【1990年～1996年噴火の事例】 1991年5月24日：火砕流の発生	3 (大規模噴火)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。	登山禁止・入山規制等、危険な居住地域への立入規制等。	●噴火が噴出し、警戒火口域の中心から約1km以内の居住地域に噴石や火砕流、溶岩流の発生が想定されている。 【1963年噴火の事例】 溶岩流(古噴流)が火口から約1kmまで流下	2 (大規模噴火)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。	火口周辺への立入規制等。	●噴火が噴出し、警戒火口域の中心から約500m以内の居住地域に噴石や火砕流、溶岩流の発生が想定されている。 【1990年～1996年噴火の事例】 1990年10月22日、10月27日：火山性地震の増大 1990年10月：火山性地震の増大	1 (大規模噴火)	火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内での噴火が発生する可能性がある状態にある。	火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内での噴火が発生する可能性がある状態にある。	状況に応じて火口内への立入規制。	●火山活動は静穏、状況により警戒火口域に影響する可能性あり。
警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山・入山等への対応	自治体等の対応	想定される現象等																																																										
5 (大規模噴火)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、あるいは発生している状態にある。	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、あるいは発生している状態にある。	危険な居住地域からの避難等。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するよう噴火の発生が想定されている。 【1972年噴火の事例】 溶岩流(新噴流)が火口から約2.7kmまで流下【1990年～1996年噴火の事例】 1991年5月26日：火砕流が火口から約2.5kmまで流下 ●噴火が発生し、大規模な噴火の発生が想定されている。 【1990年～1996年噴火の事例】 1991年6月5日：火砕流が火口から約4.3kmまで流下 1993年7月19日：火砕流が火口から約5.6kmまで流下																																																										
4 (大規模噴火)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性がある状態にある。	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性がある状態にある。	警戒が必要な居住地域に危険な居住地域を警戒する必要がある。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するよう噴火の発生が想定されている。 【1990年～1996年噴火の事例】 1991年5月24日：火砕流の発生																																																										
3 (大規模噴火)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。	登山禁止・入山規制等、危険な居住地域への立入規制等。	●噴火が噴出し、警戒火口域の中心から約1km以内の居住地域に噴石や火砕流、溶岩流の発生が想定されている。 【1963年噴火の事例】 溶岩流(古噴流)が火口から約1kmまで流下																																																										
2 (大規模噴火)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。	火口周辺への立入規制等。	●噴火が噴出し、警戒火口域の中心から約500m以内の居住地域に噴石や火砕流、溶岩流の発生が想定されている。 【1990年～1996年噴火の事例】 1990年10月22日、10月27日：火山性地震の増大 1990年10月：火山性地震の増大																																																										
1 (大規模噴火)	火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内での噴火が発生する可能性がある状態にある。	火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内での噴火が発生する可能性がある状態にある。	状況に応じて火口内への立入規制。	●火山活動は静穏、状況により警戒火口域に影響する可能性あり。																																																										
警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山・入山等への対応	自治体等の対応	想定される現象等																																																										
5 (大規模噴火)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、あるいは発生している状態にある。	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、あるいは発生している状態にある。	危険な居住地域からの避難等。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するよう噴火の発生が想定されている。 【1972年噴火の事例】 溶岩流(新噴流)が火口から約2.7kmまで流下【1990年～1996年噴火の事例】 1991年5月26日：火砕流が火口から約2.5kmまで流下 ●噴火が発生し、大規模な噴火の発生が想定されている。 【1990年～1996年噴火の事例】 1991年6月5日：火砕流が火口から約4.3kmまで流下 1993年7月19日：火砕流が火口から約5.6kmまで流下																																																										
4 (大規模噴火)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性がある状態にある。	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性がある状態にある。	警戒が必要な居住地域に危険な居住地域を警戒する必要がある。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するよう噴火の発生が想定されている。 【1990年～1996年噴火の事例】 1991年5月24日：火砕流の発生																																																										
3 (大規模噴火)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。	登山禁止・入山規制等、危険な居住地域への立入規制等。	●噴火が噴出し、警戒火口域の中心から約1km以内の居住地域に噴石や火砕流、溶岩流の発生が想定されている。 【1963年噴火の事例】 溶岩流(古噴流)が火口から約1kmまで流下																																																										
2 (大規模噴火)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、居住地域の周辺に噴火が発生する可能性がある状態にある。	火口周辺への立入規制等。	●噴火が噴出し、警戒火口域の中心から約500m以内の居住地域に噴石や火砕流、溶岩流の発生が想定されている。 【1990年～1996年噴火の事例】 1990年10月22日、10月27日：火山性地震の増大 1990年10月：火山性地震の増大																																																										
1 (大規模噴火)	火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内での噴火が発生する可能性がある状態にある。	火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内での噴火が発生する可能性がある状態にある。	状況に応じて火口内への立入規制。	●火山活動は静穏、状況により警戒火口域に影響する可能性あり。																																																										

注1) ここでの「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きなものとする。  
 注2) 各レベルにおける警戒が必要な範囲は、想定火口域の縁からの距離としている。火口の位置が限定された場合には、その火口縁を起点とした警戒が必要な範囲を設定する。  
 注3) 想定火口域の範囲外で噴火が発生した場合は、噴火した場所や大きな噴石等の影響範囲を記述した噴火警報を公表する。

修正事項： 気象庁施策の標準的な記載例の改定のため

ページ	現行計画	修正計画(案)
12	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b>  <b>第1部 基本事項</b>  <b>第4節 噴火警報等及び噴火警戒レベル</b>            (4) 火山現象に関する情報等            噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を周知するための情報等。  <u>(ア) 火山の状況に関する解説情報</u>  <u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。</u>  <u>(イ) 火山活動解説資料</u>  <u>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</u>  <u>(ウ) 月間火山概況</u>            前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。  <u>(エ) 噴火に関する火山観測報</u>  <u>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。</u>  <u>(オ) 噴火速報</u>  <u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。</u>  <u>噴火速報は以下のような場合に発表する。</u>            ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合            ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)            ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。  <u>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。</u>  <u>なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</u></p>	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b>  <b>第1部 基本事項</b>  <b>第4節 <u>噴火警報等、噴火警戒レベル及び火山の状況に関する解説情報等</u></b>            (4) 火山現象に関する情報等            噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を周知するための情報等。  <u>(ア) 火山活動解説資料</u>  <u>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</u>  <u>(イ) 月間火山概況</u>            前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。  <u>(ウ) 噴火に関する火山観測報</u>  <u>噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちにお知らせするために発表する。</u></p> <p>※(ア)と(オ)を削除</p>

修正事項：組織改変に伴う組織名の修正及び観測点配置図の修正

ページ	現行計画	修正計画(案)
14	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b>  <b>第1部 基本事項</b>  <b>第6節 火山の観測体制</b>                      気象庁、九州大学及び防災科学研究所並びに国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所が島原半島に設置している観測点の配置図を図4に示す。</p>  <p>■：地震計                      □：空撮計                      ●：GNSS                      ▲：傾斜計                      ★：監視カメラ</p> <p>小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は気象庁以外の観測点位置を示しています。                      (国)：国土地理院、(九)：九州大学、(防)：防災科学技術研究所、(九地)：九州地方整備局</p> <p>図4 雲仙岳 観測点配置図</p>	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b>  <b>第1部 基本事項</b>  <b>第6節 火山の観測体制</b>                      気象庁、九州大学及び防災科学研究所並びに国土交通省九州地方整備局雲仙砂防管理センターが島原半島に設置している観測点の配置図を図4に示す。</p>  <p>■：地震計                      □：空撮計                      ●：GNSS                      ▲：傾斜計                      ★：監視カメラ</p> <p>小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は気象庁以外の観測点位置を示しています。                      (国)：国土地理院、(九)：九州大学、(防)：防災科学技術研究所、(九地)：九州地方整備局</p> <p>図4 雲仙岳 観測点配置図</p>

修正事項：災害対策基本法の改定に伴う、避難情報の名称の変更

ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
15	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b></p> <p><b>第2部 事前対策及び噴火時等の対応</b></p> <p><b>第1節 避難の基本的な方針</b></p> <p>（省略）</p> <p>島原市、雲仙市及び南島原市は、雲仙岳火山防災協議会の協議を経て、火山防災対策を検討するための雲仙岳の噴火シナリオ及び雲仙岳の噴火警戒レベルをもとにした防災対応（入山規制、<u>避難勧告・避難指示</u>等）を定めておくものとする。</p>	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b></p> <p><b>第2部 事前対策及び噴火時等の対応</b></p> <p><b>第1節 避難の基本的な方針</b></p> <p>（省略）</p> <p>島原市、雲仙市及び南島原市は、雲仙岳火山防災協議会の協議を経て、火山防災対策を検討するための雲仙岳の噴火シナリオ及び雲仙岳の噴火警戒レベルをもとにした防災対応（入山規制、<u>避難指示</u>等）を定めておくものとする。</p>

修正事項：災害対策基本法の改定に伴う、避難情報の名称の変更

ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
19	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b></p> <p><b>第2部 事前対策及び噴火時等の対応</b></p> <p><b>第3節 噴火警戒レベルが引き上げられた場合（噴火警戒レベル2又は3）</b></p> <p>第1項 (省略)</p> <p>第2項 避難対象者と避難対象地域</p> <p>噴火警戒レベル2の場合、想定火口域の縁から概ね0.5km以内及び規制箇所より山頂側の登山道を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。</p> <p>噴火警戒レベル3の場合、想定火口域の縁から概ね1km及び規制箇所より山頂側の登山道及び道路並びに施設等を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。</p> <p>島原市、雲仙市及び南島原市は、避難対象者に対して規制範囲外への避難を呼びかけ、避難誘導を行う。必要に応じて<b>避難勧告</b>等を発令することとする。</p>	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b></p> <p><b>第2部 事前対策及び噴火時等の対応</b></p> <p><b>第3節 噴火警戒レベルが引き上げられた場合（噴火警戒レベル2又は3）</b></p> <p>第1項 (省略)</p> <p>第2項 避難対象者と避難対象地域</p> <p>噴火警戒レベル2の場合、想定火口域の縁から概ね0.5km以内及び規制箇所より山頂側の登山道を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。</p> <p>噴火警戒レベル3の場合、想定火口域の縁から概ね1km及び規制箇所より山頂側の登山道及び道路並びに施設等を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。</p> <p>島原市、雲仙市及び南島原市は、避難対象者に対して規制範囲外への避難を呼びかけ、避難誘導を行う。必要に応じて<b>避難指示</b>等を発令することとする。</p>

修正事項：災害対策基本法の改定に伴う、避難情報の名称の変更

ページ	現行計画	修正計画(案)
20	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b></p> <p><b>第2部 事前対策及び噴火時等の対応</b></p> <p><b>第3節 噴火警戒レベルが引き上げられた場合（噴火警戒レベル2又は3）</b></p> <p>第3項 噴火警戒レベルと防災対応の整理</p> <p>（1）省略</p> <p>（2）情報の収集・伝達</p> <p>気象庁及び長崎県は第1章第6節第1項に定める情報連絡体制により関係機関に対して噴火警戒レベル等の必要な情報を伝達するものとする。</p> <p>また、雲仙市は避難促進施設や関係機関との情報共有を図るとともに、防災行政無線やエリアメール、HP、ラジオ等の広報媒体を活用して、避難対象地域に存在する登山者等に対して噴火警報の発表及び<b>避難勧告</b>等の発令等、状況の理解に必要な情報を伝達する。</p> <p>長崎県及び各関係機関においても、HP等の広報媒体や主要観光施設、ロープウェイ駅及び登山道における看板等の設置により、噴火警報の発表及び<b>避難勧告</b>等の発令等、状況の理解に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。</p>	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b></p> <p><b>第2部 事前対策及び噴火時等の対応</b></p> <p><b>第3節 噴火警戒レベルが引き上げられた場合（噴火警戒レベル2又は3）</b></p> <p>第3項 噴火警戒レベルと防災対応の整理</p> <p>（1）省略</p> <p>（2）情報の収集・伝達</p> <p>気象庁及び長崎県は第1章第6節第1項に定める情報連絡体制により関係機関に対して噴火警戒レベル等の必要な情報を伝達するものとする。</p> <p>また、雲仙市は避難促進施設や関係機関との情報共有を図るとともに、防災行政無線やエリアメール、HP、ラジオ等の広報媒体を活用して、避難対象地域に存在する登山者等に対して噴火警報の発表及び<b>避難指示</b>等の発令等、状況の理解に必要な情報を伝達する。</p> <p>長崎県及び各関係機関においても、HP等の広報媒体や主要観光施設、ロープウェイ駅及び登山道における看板等の設置により、噴火警報の発表及び<b>避難指示</b>等の発令等、状況の理解に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。</p>

修正事項：災害対策基本法の改定に伴う、避難情報の名称の変更

ページ	現行計画	修正計画(案)
21	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b></p> <p><b>第2部 事前対策及び噴火時等の対応</b></p> <p><b>第4節 突発的な噴火が発生した場合（噴火警戒レベル1→2又は3）</b></p> <p>第1項（省略）</p> <p>第2項 避難対象地域と避難対象者</p> <p>噴火警戒レベル2の場合、想定火口域の縁から概ね0.5km以内及び規制箇所より山頂側の登山道を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。</p> <p>噴火警戒レベル3の場合、想定火口域の縁から概ね1km及び規制箇所より山頂側の登山道及び道路並びに施設等を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。</p> <p>島原市、雲仙市及び南島原市は避難対象者に対して規制範囲外への避難を呼びかけ、避難誘導を行う。必要に応じて<b>避難勧告</b>等を発令することとする。</p>	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b></p> <p><b>第2部 事前対策及び噴火時等の対応</b></p> <p><b>第4節 突発的な噴火が発生した場合（噴火警戒レベル1→2又は3）</b></p> <p>第1項（省略）</p> <p>第2項 避難対象地域と避難対象者</p> <p>噴火警戒レベル2の場合、想定火口域の縁から概ね0.5km以内及び規制箇所より山頂側の登山道を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。</p> <p>噴火警戒レベル3の場合、想定火口域の縁から概ね1km及び規制箇所より山頂側の登山道及び道路並びに施設等を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。</p> <p>島原市、雲仙市及び南島原市は避難対象者に対して規制範囲外への避難を呼びかけ、避難誘導を行う。必要に応じて<b>避難指示</b>等を発令することとする。</p>



修正事項：島原市の避難促進施設の追加指定

ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
23	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b></p> <p><b>第2部 事前対策及び噴火時等の対応</b></p> <p><b>第7節 避難促進施設</b></p> <p>第1項 (省略)</p> <p>第2項 避難促進施設の指定 (居住地域等)</p> <p>令和元年度雲仙岳火山防災協議会において表 <u>7</u> の <u>11</u> 施設を避難促進施設とするよう協議し、島原市が<u>令和2年度島原市地域防災計画</u>において指定を行った。</p> <p>①高野小学校 ②三会小学校長貴分校 <u>③恵祥保育園</u> <u>④三会保育園</u> <u>⑤グループホーム野の花</u> <u>⑥島原療護センター</u> <u>⑦松光学園</u> <u>⑧デイサービス楽楽</u> <u>⑨デイサービスセンターしまばら</u> <u>⑩平成新山ネイチャーセンター</u> <u>⑪島原市有明農林漁業体験実習施設 (舞岳山荘)</u></p>	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b></p> <p><b>第2部 事前対策及び噴火時等の対応</b></p> <p><b>第7節 避難促進施設</b></p> <p>第1項 (省略)</p> <p>第2項 避難促進施設の指定 (居住地域等)</p> <p>令和元年度<u>及び令和2年度の</u>雲仙岳火山防災協議会において表 <u>8</u> の <u>13</u> 施設を避難促進施設とするよう協議し、島原市が<u>島原市地域防災計画</u>において指定を行った。</p> <p>①高野小学校 ②三会小学校長貴分校 <u>③第5小学校</u> <u>④恵祥保育園</u> <u>⑤三会保育園</u> <u>⑥中木場保育園</u> <u>⑦グループホーム野の花</u> <u>⑧島原療護センター</u> <u>⑨松光学園</u> <u>⑩デイサービス楽楽</u> <u>⑪デイサービスセンターしまばら</u> <u>⑫平成新山ネイチャーセンター</u> <u>⑬島原市有明農林漁業体験実習施設 (舞岳山荘)</u></p>



修正事項：島原市の避難促進施設の追加指定

ページ	現行計画	修正計画(案)																																																																								
24	<p>第3項 避難確保計画作成の支援 (省略)</p> <p>表7 避難促進施設(火口近傍)の概要 (省略)</p> <p>表8 避難促進施設(居住地域等)の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連番</th> <th>区分</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>対象となる火山現象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td rowspan="2">学校</td> <td>高野小学校</td> <td>有明町大三東丁2133-1</td> <td>火砕流(火砕サージ含む)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>三会小学校長貴分校</td> <td>長貴町丙1902</td> <td>火砕流(火砕サージ含む)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td rowspan="2">保育園</td> <td>恵祥保育園</td> <td>有明町大三東戊2106-4</td> <td>火砕流(火砕サージ含む)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>三会保育園</td> <td>油堀町丙652</td> <td>火砕流(火砕サージ含む)・噴石</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td rowspan="3">福祉施設</td> <td>グループホーム野の花</td> <td>江里町乙2346-1</td> <td>火砕流(火砕サージ含む)・噴石</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>島原療護センター</td> <td>礫石原町1201-91</td> <td>火砕流(火砕サージ含む)・噴石・溶岩流</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>松光学園</td> <td>立野町1900-19</td> <td>火砕流(火砕サージ含む)・噴石</td> </tr> </tbody> </table>	連番	区分	施設名	所在地	対象となる火山現象	1	学校	高野小学校	有明町大三東丁2133-1	火砕流(火砕サージ含む)	2	三会小学校長貴分校	長貴町丙1902	火砕流(火砕サージ含む)	3	保育園	恵祥保育園	有明町大三東戊2106-4	火砕流(火砕サージ含む)	4	三会保育園	油堀町丙652	火砕流(火砕サージ含む)・噴石	5	福祉施設	グループホーム野の花	江里町乙2346-1	火砕流(火砕サージ含む)・噴石	6	島原療護センター	礫石原町1201-91	火砕流(火砕サージ含む)・噴石・溶岩流	7	松光学園	立野町1900-19	火砕流(火砕サージ含む)・噴石	<p>第3項 避難確保計画作成の支援 (省略)</p> <p>表7 避難促進施設(火口近傍)の概要 (省略)</p> <p>表8 避難促進施設(居住地域等)の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連番</th> <th>区分</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>対象となる火山現象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td rowspan="3">学校</td> <td>高野小学校</td> <td>有明町大三東丁2133-1</td> <td>火砕流(火砕サージ含む)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>三会小学校長貴分校</td> <td>長貴町丙1902</td> <td>火砕流(火砕サージ含む)</td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td><u>第5小学校</u></td> <td><u>大下町丙1049</u></td> <td><u>火砕流(火砕サージ含む)</u></td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td rowspan="3">保育園</td> <td>恵祥保育園</td> <td>有明町大三東戊2106-4</td> <td>火砕流(火砕サージ含む)</td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td>三会保育園</td> <td>油堀町丙652</td> <td>火砕流(火砕サージ含む)・噴石</td> </tr> <tr> <td><u>6</u></td> <td><u>中木場保育園</u></td> <td><u>大下町丙1047</u></td> <td><u>火砕流(火砕サージ含む)</u></td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td>福祉施設</td> <td>グループホーム野の花</td> <td>江里町乙2346-1</td> <td>火砕流(火砕サージ含む)・噴石</td> </tr> </tbody> </table>	連番	区分	施設名	所在地	対象となる火山現象	1	学校	高野小学校	有明町大三東丁2133-1	火砕流(火砕サージ含む)	2	三会小学校長貴分校	長貴町丙1902	火砕流(火砕サージ含む)	<u>3</u>	<u>第5小学校</u>	<u>大下町丙1049</u>	<u>火砕流(火砕サージ含む)</u>	<u>4</u>	保育園	恵祥保育園	有明町大三東戊2106-4	火砕流(火砕サージ含む)	<u>5</u>	三会保育園	油堀町丙652	火砕流(火砕サージ含む)・噴石	<u>6</u>	<u>中木場保育園</u>	<u>大下町丙1047</u>	<u>火砕流(火砕サージ含む)</u>	<u>7</u>	福祉施設	グループホーム野の花	江里町乙2346-1	火砕流(火砕サージ含む)・噴石
連番	区分	施設名	所在地	対象となる火山現象																																																																						
1	学校	高野小学校	有明町大三東丁2133-1	火砕流(火砕サージ含む)																																																																						
2		三会小学校長貴分校	長貴町丙1902	火砕流(火砕サージ含む)																																																																						
3	保育園	恵祥保育園	有明町大三東戊2106-4	火砕流(火砕サージ含む)																																																																						
4		三会保育園	油堀町丙652	火砕流(火砕サージ含む)・噴石																																																																						
5	福祉施設	グループホーム野の花	江里町乙2346-1	火砕流(火砕サージ含む)・噴石																																																																						
6		島原療護センター	礫石原町1201-91	火砕流(火砕サージ含む)・噴石・溶岩流																																																																						
7		松光学園	立野町1900-19	火砕流(火砕サージ含む)・噴石																																																																						
連番	区分	施設名	所在地	対象となる火山現象																																																																						
1	学校	高野小学校	有明町大三東丁2133-1	火砕流(火砕サージ含む)																																																																						
2		三会小学校長貴分校	長貴町丙1902	火砕流(火砕サージ含む)																																																																						
<u>3</u>		<u>第5小学校</u>	<u>大下町丙1049</u>	<u>火砕流(火砕サージ含む)</u>																																																																						
<u>4</u>	保育園	恵祥保育園	有明町大三東戊2106-4	火砕流(火砕サージ含む)																																																																						
<u>5</u>		三会保育園	油堀町丙652	火砕流(火砕サージ含む)・噴石																																																																						
<u>6</u>		<u>中木場保育園</u>	<u>大下町丙1047</u>	<u>火砕流(火砕サージ含む)</u>																																																																						
<u>7</u>	福祉施設	グループホーム野の花	江里町乙2346-1	火砕流(火砕サージ含む)・噴石																																																																						

「雲仙岳火山防災計画」修正調書 (新旧対照表)

ページ	現行計画				修正計画(案)			
				石・溶岩流				
	8		デイサービス楽楽 門内町丙 622-1	火砕流(火砕サ ージ含む)・噴石	<u>8</u>	島原療護センタ ー	礪石原町 1201-91	火砕流(火砕サ ージ含む)・噴 石・溶岩流
	9		デイサービスセン ターしまばら 江里町乙 2353-1	火砕流(火砕サ ージ含む)・噴石	<u>9</u>	松光学園	立野町 1900-19	火砕流(火砕サ ージ含む)・噴 石・溶岩流
	10	不特 定多 数が 利用 する 施設	平成新山 ネイチャーセンタ ー 南千本木町垂木台 地	火砕流(火砕サ ージ含む)・噴石	<u>10</u>	デイサービス楽 楽 門内町丙 622-1	火砕流(火砕サ ージ含む)・噴石	
	11		島原市有明農林漁 業 体験実習施設(舞 岳山荘) 有明町大三東 5580-2	火砕流(火砕サ ージ含む)・噴 石・溶岩流	<u>11</u>	デイサービスセ ンターしまばら 江里町乙 2353-1	火砕流(火砕サ ージ含む)・噴石	
					<u>12</u>	平成新山 ネイチャーセン ター 南千本木町垂木台 地	火砕流(火砕サ ージ含む)・噴石	
					<u>13</u>	島原市有明農林 漁業 体験実習施設(舞 岳山荘) 有明町大三東 5580-2	火砕流(火砕サ ージ含む)・噴 石・溶岩流	

修正事項：災害対策基本法の改定に伴う、避難情報の名称の変更

ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
25	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b></p> <p><b>第2部 事前対策及び噴火時等の対応</b></p> <p><b>第8節 居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合（噴火警戒レベル4又は5）</b></p> <p>第1項 避難対象地域と避難対象者</p> <p>居住地域に影響を及ぼす要因として「火砕流」や「溶岩流」が考えられるが、より広域となる「火砕流（火砕サージ含む）」の影響範囲内に入る地区を避難対象地域とする。（図8）</p> <p>避難対象となる地区の人口や避難先、避難ルート等について表8に取りまとめているため、状況に応じて島原市、雲仙市及び南島原市は表を参考に誘導を行う。</p> <p>また、必要に応じて<b>避難勧告</b>等を発令することとする。</p> <p>ただし、現在想定している火砕流等の影響範囲は過去の実績によるもので、今後の噴火時に同じように流れるとは限らない。そのため、その時の状況に応じて、避難誘導の検討を行うものとする。</p>	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b></p> <p><b>第2部 事前対策及び噴火時等の対応</b></p> <p><b>第8節 居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合（噴火警戒レベル4又は5）</b></p> <p>第1項 避難対象地域と避難対象者</p> <p>居住地域に影響を及ぼす要因として「火砕流」や「溶岩流」が考えられるが、より広域となる「火砕流（火砕サージ含む）」の影響範囲内に入る地区を避難対象地域とする。（図8）</p> <p>避難対象となる地区の人口や避難先、避難ルート等について表8に取りまとめているため、状況に応じて島原市、雲仙市及び南島原市は表を参考に誘導を行う。</p> <p>また、必要に応じて<b>避難指示</b>等を発令することとする。</p> <p>ただし、現在想定している火砕流等の影響範囲は過去の実績によるもので、今後の噴火時に同じように流れるとは限らない。そのため、その時の状況に応じて、避難誘導の検討を行うものとする。</p>

修正事項：南島原市の避難対象者の避難方向・避難先の修正

ページ	現行計画	修正計画(案)																																																																																								
32	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b>  <b>第2部 事前対策及び噴火時等の対応</b>  <b>第8節 居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合（噴火警戒レベル4又は5）</b></p> <p>表 9-3 避難対象者の避難方向・避難先（南島原市）</p> <p style="text-align: center;">とりまとめ様式A（避難対象地区—避難方向）</p> <table border="1" data-bbox="241 659 1144 1094"> <thead> <tr> <th>避難対象地区</th> <th>避難の段階(レベル)</th> <th>対象現象</th> <th>世帯数(世帯)</th> <th>人口(人)</th> <th>避難支援消防団</th> <th>避難方向</th> <th>避難所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 上大野木場</td> <td>Lv5</td> <td rowspan="2">・噴火(溶岩流、火砕流(火砕サーージ含む))</td> <td rowspan="2">49</td> <td rowspan="2">111</td> <td rowspan="2">深江地区消防団 8分団</td> <td rowspan="2">A</td> <td rowspan="2">&lt;避難所&gt; 深江池平避難所</td> </tr> <tr> <td>要支援者Lv4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 中大野木場</td> <td>Lv5</td> <td rowspan="2">・噴火(溶岩流、火砕流(火砕サーージ含む))</td> <td rowspan="2">43</td> <td rowspan="2">147</td> <td rowspan="2">深江地区消防団 8分団</td> <td rowspan="2">A</td> <td rowspan="2">&lt;避難所&gt; 深江池平避難所</td> </tr> <tr> <td>要支援者Lv4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③ 下大野木場</td> <td>Lv5</td> <td rowspan="2">・噴火(火砕流(火砕サーージ含む))</td> <td rowspan="2">169</td> <td rowspan="2">323</td> <td rowspan="2">深江地区消防団 8分団</td> <td rowspan="2">B</td> <td rowspan="2">&lt;避難所&gt; 深江体育館</td> </tr> <tr> <td>要支援者Lv4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④ 大野台</td> <td>Lv5</td> <td rowspan="2">・噴火(火砕流(火砕サーージ含む))</td> <td rowspan="2">86</td> <td rowspan="2">198</td> <td rowspan="2">深江地区消防団 8分団</td> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">&lt;避難所&gt; 深江勤労者会館</td> </tr> <tr> <td>要支援者Lv4</td> </tr> </tbody> </table>	避難対象地区	避難の段階(レベル)	対象現象	世帯数(世帯)	人口(人)	避難支援消防団	避難方向	避難所	① 上大野木場	Lv5	・噴火(溶岩流、火砕流(火砕サーージ含む))	49	111	深江地区消防団 8分団	A	<避難所> 深江池平避難所	要支援者Lv4	② 中大野木場	Lv5	・噴火(溶岩流、火砕流(火砕サーージ含む))	43	147	深江地区消防団 8分団	A	<避難所> 深江池平避難所	要支援者Lv4	③ 下大野木場	Lv5	・噴火(火砕流(火砕サーージ含む))	169	323	深江地区消防団 8分団	B	<避難所> 深江体育館	要支援者Lv4	④ 大野台	Lv5	・噴火(火砕流(火砕サーージ含む))	86	198	深江地区消防団 8分団	C	<避難所> 深江勤労者会館	要支援者Lv4	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b>  <b>第2部 事前対策及び噴火時等の対応</b>  <b>第8節 居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合（噴火警戒レベル4又は5）</b></p> <p>表 9-3 避難対象者の避難方向・避難先（南島原市）</p> <p style="text-align: center;">とりまとめ様式A（避難対象地区—避難方向）</p> <table border="1" data-bbox="1184 671 1944 1094"> <thead> <tr> <th>避難対象地区</th> <th>避難の段階(レベル)</th> <th>対象現象</th> <th>世帯数(世帯)</th> <th>人口(人)</th> <th>避難支援消防団</th> <th>避難方向</th> <th>避難所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 上大野木場</td> <td>Lv5</td> <td rowspan="2">・噴火(溶岩流、火砕流(火砕サーージ含む))</td> <td rowspan="2">49</td> <td rowspan="2">111</td> <td rowspan="2">深江地区消防団 3分団</td> <td rowspan="2">A</td> <td rowspan="2">&lt;避難所&gt; 深江池平避難所</td> </tr> <tr> <td>要支援者Lv4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 中大野木場</td> <td>Lv5</td> <td rowspan="2">・噴火(溶岩流、火砕流(火砕サーージ含む))</td> <td rowspan="2">43</td> <td rowspan="2">147</td> <td rowspan="2">深江地区消防団 3分団</td> <td rowspan="2">A</td> <td rowspan="2">&lt;避難所&gt; 深江池平避難所</td> </tr> <tr> <td>要支援者Lv4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③ 下大野木場</td> <td>Lv5</td> <td rowspan="2">・噴火(火砕流(火砕サーージ含む))</td> <td rowspan="2">169</td> <td rowspan="2">323</td> <td rowspan="2">深江地区消防団 3分団</td> <td rowspan="2">B</td> <td rowspan="2">&lt;避難所&gt; 深江体育館</td> </tr> <tr> <td>要支援者Lv4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④ 大野台</td> <td>Lv5</td> <td rowspan="2">・噴火(火砕流(火砕サーージ含む))</td> <td rowspan="2">86</td> <td rowspan="2">198</td> <td rowspan="2">深江地区消防団 3分団</td> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">&lt;避難所&gt; 深江勤労者会館</td> </tr> <tr> <td>要支援者Lv4</td> </tr> </tbody> </table>	避難対象地区	避難の段階(レベル)	対象現象	世帯数(世帯)	人口(人)	避難支援消防団	避難方向	避難所	① 上大野木場	Lv5	・噴火(溶岩流、火砕流(火砕サーージ含む))	49	111	深江地区消防団 3分団	A	<避難所> 深江池平避難所	要支援者Lv4	② 中大野木場	Lv5	・噴火(溶岩流、火砕流(火砕サーージ含む))	43	147	深江地区消防団 3分団	A	<避難所> 深江池平避難所	要支援者Lv4	③ 下大野木場	Lv5	・噴火(火砕流(火砕サーージ含む))	169	323	深江地区消防団 3分団	B	<避難所> 深江体育館	要支援者Lv4	④ 大野台	Lv5	・噴火(火砕流(火砕サーージ含む))	86	198	深江地区消防団 3分団	C	<避難所> 深江勤労者会館	要支援者Lv4
避難対象地区	避難の段階(レベル)	対象現象	世帯数(世帯)	人口(人)	避難支援消防団	避難方向	避難所																																																																																			
① 上大野木場	Lv5	・噴火(溶岩流、火砕流(火砕サーージ含む))	49	111	深江地区消防団 8分団	A	<避難所> 深江池平避難所																																																																																			
	要支援者Lv4																																																																																									
② 中大野木場	Lv5	・噴火(溶岩流、火砕流(火砕サーージ含む))	43	147	深江地区消防団 8分団	A	<避難所> 深江池平避難所																																																																																			
	要支援者Lv4																																																																																									
③ 下大野木場	Lv5	・噴火(火砕流(火砕サーージ含む))	169	323	深江地区消防団 8分団	B	<避難所> 深江体育館																																																																																			
	要支援者Lv4																																																																																									
④ 大野台	Lv5	・噴火(火砕流(火砕サーージ含む))	86	198	深江地区消防団 8分団	C	<避難所> 深江勤労者会館																																																																																			
	要支援者Lv4																																																																																									
避難対象地区	避難の段階(レベル)	対象現象	世帯数(世帯)	人口(人)	避難支援消防団	避難方向	避難所																																																																																			
① 上大野木場	Lv5	・噴火(溶岩流、火砕流(火砕サーージ含む))	49	111	深江地区消防団 3分団	A	<避難所> 深江池平避難所																																																																																			
	要支援者Lv4																																																																																									
② 中大野木場	Lv5	・噴火(溶岩流、火砕流(火砕サーージ含む))	43	147	深江地区消防団 3分団	A	<避難所> 深江池平避難所																																																																																			
	要支援者Lv4																																																																																									
③ 下大野木場	Lv5	・噴火(火砕流(火砕サーージ含む))	169	323	深江地区消防団 3分団	B	<避難所> 深江体育館																																																																																			
	要支援者Lv4																																																																																									
④ 大野台	Lv5	・噴火(火砕流(火砕サーージ含む))	86	198	深江地区消防団 3分団	C	<避難所> 深江勤労者会館																																																																																			
	要支援者Lv4																																																																																									

「雲仙岳火山防災計画」修正調書 (新旧対照表)

ページ	現行計画	修正計画(案)																																																																																																																																																																										
	<p>とりまとめ様式B (避難者数-収容者数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">避難方向</th> <th rowspan="2">避難対象地区</th> <th rowspan="2">世帯数(世帯)</th> <th rowspan="2">人口(人) A</th> <th colspan="4">避難所</th> </tr> <tr> <th>避難所名</th> <th>収容力(人) C</th> <th>差分 C-A</th> <th>避難手段</th> <th>駐車可能台数(台)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>①上大野木場</td> <td>49</td> <td>181</td> <td>深江池平避難所</td> <td>400</td> <td></td> <td rowspan="2">車</td> <td rowspan="2">500</td> </tr> <tr> <td>②中大野木場</td> <td>43</td> <td>147</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>92</td> <td>328</td> <td>計</td> <td>400</td> <td>72</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td>③下大野木場</td> <td>169</td> <td>323</td> <td>深江体育館</td> <td>400</td> <td></td> <td rowspan="2">車</td> <td rowspan="2">400</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>169</td> <td>323</td> <td>計</td> <td>400</td> <td>77</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>④大野台</td> <td>86</td> <td>198</td> <td>深江勤労者会館</td> <td>200</td> <td></td> <td rowspan="2">車</td> <td rowspan="2">200</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>86</td> <td>198</td> <td>計</td> <td>200</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	避難方向	避難対象地区	世帯数(世帯)	人口(人) A	避難所				避難所名	収容力(人) C	差分 C-A	避難手段	駐車可能台数(台)	A	①上大野木場	49	181	深江池平避難所	400		車	500	②中大野木場	43	147					計	92	328	計	400	72			B	③下大野木場	169	323	深江体育館	400		車	400								計	169	323	計	400	77			C	④大野台	86	198	深江勤労者会館	200		車	200								計	86	198	計	200	2			<p>とりまとめ様式B (避難者数-収容者数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">避難方向</th> <th rowspan="2">避難対象地区</th> <th rowspan="2">世帯数(世帯)</th> <th rowspan="2">人口(人) A</th> <th colspan="4">避難所</th> </tr> <tr> <th>避難所名</th> <th>収容力(人) C</th> <th>差分 C-A</th> <th>避難手段</th> <th>駐車可能台数(台)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>①上大野木場</td> <td>49</td> <td>181</td> <td>深江池平避難所</td> <td>400</td> <td></td> <td rowspan="2">車</td> <td rowspan="2">500</td> </tr> <tr> <td>②中大野木場</td> <td>43</td> <td>147</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>92</td> <td>328</td> <td>計</td> <td>400</td> <td>72</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td>③下大野木場</td> <td>169</td> <td>323</td> <td>深江体育館</td> <td>400</td> <td></td> <td rowspan="2">車</td> <td rowspan="2">400</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>169</td> <td>323</td> <td>計</td> <td>400</td> <td>77</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>④大野台</td> <td>86</td> <td>198</td> <td>深江勤労者会館</td> <td>200</td> <td></td> <td rowspan="2">車</td> <td rowspan="2">200</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>86</td> <td>198</td> <td>計</td> <td>200</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	避難方向	避難対象地区	世帯数(世帯)	人口(人) A	避難所				避難所名	収容力(人) C	差分 C-A	避難手段	駐車可能台数(台)	A	①上大野木場	49	181	深江池平避難所	400		車	500	②中大野木場	43	147					計	92	328	計	400	72			B	③下大野木場	169	323	深江体育館	400		車	400								計	169	323	計	400	77			C	④大野台	86	198	深江勤労者会館	200		車	200								計	86	198	計	200	2		
避難方向	避難対象地区					世帯数(世帯)	人口(人) A	避難所																																																																																																																																																																				
		避難所名	収容力(人) C	差分 C-A	避難手段			駐車可能台数(台)																																																																																																																																																																				
A	①上大野木場	49	181	深江池平避難所	400		車	500																																																																																																																																																																				
	②中大野木場	43	147																																																																																																																																																																									
	計	92	328	計	400	72																																																																																																																																																																						
B	③下大野木場	169	323	深江体育館	400		車	400																																																																																																																																																																				
	計	169	323	計	400	77																																																																																																																																																																						
C	④大野台	86	198	深江勤労者会館	200		車	200																																																																																																																																																																				
	計	86	198	計	200	2																																																																																																																																																																						
避難方向	避難対象地区	世帯数(世帯)	人口(人) A	避難所																																																																																																																																																																								
				避難所名	収容力(人) C	差分 C-A	避難手段	駐車可能台数(台)																																																																																																																																																																				
A	①上大野木場	49	181	深江池平避難所	400		車	500																																																																																																																																																																				
	②中大野木場	43	147																																																																																																																																																																									
	計	92	328	計	400	72																																																																																																																																																																						
B	③下大野木場	169	323	深江体育館	400		車	400																																																																																																																																																																				
	計	169	323	計	400	77																																																																																																																																																																						
C	④大野台	86	198	深江勤労者会館	200		車	200																																																																																																																																																																				
	計	86	198	計	200	2																																																																																																																																																																						
	<p>図8-3 避難対象者の避難方向・避難先(南島原市)</p>	<p>図8-3 避難対象者の避難方向・避難先(南島原市)</p>																																																																																																																																																																										

修正事項：災害対策基本法の改定に伴う、避難情報の名称の変更

ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
34	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b></p> <p><b>第2部 事前対策及び噴火時等の対応</b></p> <p><b>第8節 居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合（噴火警戒レベル4又は5）</b></p> <p>第2項 噴火警戒レベルと防災対応の整理</p> <p>（1）省略</p> <p>（2）情報の収集・伝達</p> <p>・・・省略</p> <p>各関係機関においても、HP等の広報媒体や看板等の設置により、噴火警報の発表及び<b>避難勧告</b>等の発令等、状況の理解に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。</p>	<p><b>第2章 火山噴火対策編</b></p> <p><b>第2部 事前対策及び噴火時等の対応</b></p> <p><b>第8節 居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合（噴火警戒レベル4又は5）</b></p> <p>第2項 噴火警戒レベルと防災対応の整理</p> <p>（1）省略</p> <p>（2）情報の収集・伝達</p> <p>・・・省略</p> <p>各関係機関においても、HP等の広報媒体や看板等の設置により、噴火警報の発表及び<b>避難指示</b>等の発令等、状況の理解に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。</p>

修正事項：災害対策基本法の改定に伴う、避難情報の名称の変更

ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
36	<p><b>第3部 平常時からの防災啓発と訓練</b></p> <p><b>第3節 防災訓練</b></p> <p>第1項 情報伝達訓練</p> <p>島原市、雲仙市及び南島原市は、雲仙岳火山防災協議会等と連携し、住民及び登山者等、各種施設管理者及び自治会等を対象とした<b>避難勧告または指示</b>等の情報伝達訓練を実施する。</p>	<p><b>第3部 平常時からの防災啓発と訓練</b></p> <p><b>第3節 防災訓練</b></p> <p>第1項 情報伝達訓練</p> <p>島原市、雲仙市及び南島原市は、雲仙岳火山防災協議会等と連携し、住民及び登山者等、各種施設管理者及び自治会等を対象とした<b>避難指示</b>等の情報伝達訓練を実施する。</p>